

野田市私立保育所等保育事業補助金
交付規則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第30号

野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則の一部を改正する規則

(野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則の一部改正)

第1条 野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則(平成18年野田市規則第40号)の一部を次のように改正する。

別表病児保育事業(体調不良児対応型)の項中「4,492,000円」を「4,496,000円」に、「2,246,000円」を「2,248,000円」に改め、同表一時預かり事業の項中「2,679,000円」を「2,751,000円」に、「3,024,000円」を「3,051,000円」に、「3,240,000円」を「3,267,000円」に、「4,680,000円」を「4,719,000円」に、「6,120,000円」を「6,171,000円」に、「7,560,000円」を「7,623,000円」に、「9,000,000円」を「9,075,000円」に、「10,440,000円」を「10,527,000円」に改め、同表地域子育て支援拠点事業の項中「8,398,000円」を「8,639,000円」に、「8,973,000円」を「9,251,000円」に改め、同表保育士配置改善事業(保育所及び幼保連携型認定こども園の保育部分に限る。)の項中「168,900円×16.3月」を「172,600円×16.4月」に改める。

第2条 野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

別表保育士配置改善事業(保育所及び幼保連携型認定こども園の保育部分に限る。)の項中「障がい児」を「障がい児等」に改め、同表保育士設置費補助事業(保育所等(幼稚園及び幼保連携型認定こども園)の教育部分を除く。)の項中「障がい児」を「障がい児等及び障がい有する疑いがあり、集団保育の実施に当たり配慮が必要であると市長が認める児童」に改め、同表の備考の1中「障がい児」を「障がい児等」に改め、同表の備考の1の(4)の次に次のように加える。

- (5) 前各号に該当する児童以外の児童で、医師による診断書や巡回支援専門員等障がいに関する専門的知見を有する者による意見書などの資料をもって障がいを有すると市長が認めた児童

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。